

意見書

熊本市長 幸山政史 殿

熊本市自治基本条例 第 37 条の 3 に、

「自治運営の基本原則に関する重要事項について市長に意見を述べるができる」と有ることから、

同 条例（条例の見直し）第 39 条の 2 に関しては、

同 条例（定義）第 4 条（2）の

「参画の原則 参画により市政・まちづくりが行われること」を根拠として、下記の意見をお届け申し上げます。

記

「この条例（熊本市自治基本条例）の見直しに当たっては、市民参画の手続きを実施します。」とある同条例文に即し、市民参画による（仮称）『熊本市自治基本条例の見直しに関する検討委員会』の設置を要請し、意見とするものです。

理由]

熊本市自治基本条例の見直しの時期が来年度に迫る中、対象である同条例には「市民参画の手続きを実施します」とだけで、そこに具体的段取りの明記がありません。

しかし「参画」には明確な定義があることから、市民参画の初期の手続きとしては、「市民が参加しての『見直しに関する検討会（審議会）』を設置すること」から始めるのが、同条例に即した段取りである筈です。

その後の市民参画の手続きとしては、他にアンケートやパブリックコメントや説明会等を実施展開することも、同条例の（参画の定義）及び「熊本市市民参画と協働の推進条例」に記載されていて、順次実行が必要とされています。

繰り返しになりますが、最初に市民参画による『見直しに関する検討委員会』の設置無くしては、本条例の（参画の定義）「施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること」の実行とはならず、条例に反することとなります。

平成 25 年 2 月 7 日

熊本市自治推進委員会委員
浅尾裕幸